

## 千葉県学校体育施設開放事業における学校体育施設冷暖房費実費額徴収要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立学校の学校体育施設開放に関する規則（昭和50年千葉市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第7条の規定による利用の許可を受けた団体（以下「利用団体」という。）が、学校体育施設の冷暖房設備を使用する場合に徴収する実費額その他必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校体育施設：小学校及び中学校の体育館をいう。
- (2) 実費額：学校体育施設の冷暖房設備の使用に伴い発生した光熱費に基づき算定された額をいう。

### (実費額)

第3条 実費額の算定及び改定の方法は、千葉県学校体育施設開放事業における学校体育施設冷暖房費実費額要領（以下「実費額要領」という。）に基づき定める。

### (冷暖房設備の使用及び実費額の納付)

第4条 利用団体は、学校体育施設の冷暖房設備を使用するときは、千葉県学校体育施設開放事業における学校体育館冷暖房設備の使用要領に基づき使用するとともに、当該使用に係る実費額を納付しなければならない。

- 2 前項の納付は、原則としてオンライン申請システムにより使用時間等の必要事項を申告のうえ、クレジットカード又は決済アプリ（PayPayに限る。）を使用する方法により納付（以下「オンライン決済」という。）する。
- 3 利用団体は、前項の規定にかかわらず、やむを得ずオンライン決済ができないときは、市長に報告し、市長が発行する納付書により納付するものとする。

### (減免)

第5条 実費額は、これを減免しない。

### (公表)

第6条 教育委員会は、実費額要領に規定する料金表（学校別実費額）を市のウェブサイトにより公表するものとする。

- 2 教育委員会は、実費額要領に規定する料金表（学校別実費額）を改定するときは、改訂後の料金、適用開始日その他必要な事項を市のウェブサイトにより公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項は、教育長が別に定める。

(事業の事務処理)

第8条 この事業に係る事務処理は、市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課が所管する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。